

2021年10月12日
三菱原子燃料株式会社

保安規定の補正申請における委員会等の審議事項について

保安規定の変更認可（補正）申請に当たり、実施した委員会等の審議事項につきまして、弊社下部規定に記載されている事項を以下に示します。

1. 核燃料安全専門部会について

○規定されている下部規定等：STD-SC0804-01「核燃料安全専門部会運営要領」

○部会の目的：

- ・「許認可に関する事項」、「保安規定の改定に関する事項」について、安全衛生委員会開催前に資料を専門的に確認し、安全衛生委員会で適切に審議が行えるようにすること。
- ・安全衛生委員会で審議された事項で、安全衛生委員会委員長が部会で検討する必要があると判断した事項について、専門的に検討し安全衛生委員会に答申すること。

○審議事項等：

4. 審議事項

部会では、以下の事項を審議することが出来る。

- (1) 加工施設の主要設備の設置，変更及び補修に関する事項
- (2) 加工施設の許認可に関する事項
- (3) 加工施設保安規定の改定に関する事項
- (4) 保安品質保証計画書及び標準書に関する事項
- (5) 安全衛生管理年間計画に関する事項
- (6) 加工施設の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項
- (7) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評価に関する事項
- (8) 加工施設の保安に関する重要事項

2. 品質確認委員会について

○規定されている下部規定等：STD-SC0115「許認可管理要領」

○審議事項等：

5. 許認可取得業務

5.1 設工認申請

設工認申請を行う前に、(1)～(8)の手続きを行う。

- (6) 管理総括者は、品質確認委員会を設置し、安全・品質保証部長、生産管理部長、安全法務課長、設備技術課長（ここまでを「報告者」という。）、安全・品質保証課長、管理総括者が指名した者を出席させる。品質確認委員会は、報告者から設

工認申請書のコメント処理結果の報告を受け、コメント処理が適切に実施されたこと等を確認することにより、申請書の品質が確保されていることを確認する。
なお、本委員会に核燃料取扱主任者の出席を求めることにより、核燃料安全専門部会を兼ねることができる。

3. 安全衛生委員会について

○規定されている下部規定等：STD-SC0804「安全衛生委員会規則」

○委員会の目的：

- ・労働安全衛生法第19条及び三菱原子燃料株式会社「安全衛生管理規定」、「加工施設保安規定」並びに「放射線障害予防規程」等に基づき総括安全衛生管理者及び管理総括者の諮問機関。
- ・社員の安全衛生思想の高揚を図り、労働災害の防止、快適な作業環境の整備、社員の健康の保持増進の推進、並びに核燃料物質の加工及び使用に関する保安の確保等を目的としている。

○審議事項等：

第2条 審議事項

委員会は次の事項を審議する。

- (1) 一般安全衛生管理並びに核燃料物質の安全管理に関する基本方針
- (2) 一般災害・傷病の予防並びに核燃料物質による災害防止と作業安全に関する事項
- (3) 機械器具、施設、設備の整備保全・改善並びに安全性に重大な影響を与える核燃料物質の加工施設等の設置及び変更並びに補修に関する事項
- (4) 加工施設等の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項
- (5) 新規作業の安全衛生管理並びに臨界安全管理及び放射線管理に関する事項
- (6) 加工施設等の許認可に関する事項
- (7) 「安全衛生管理規定」、「加工施設保安規定」、「放射線障害予防規程」及び環境安全衛生管理規則類の改廃に関する事項
- (8) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその実施結果の評価に関する事項
- (9) 防火、消防に関する事項
- (10) 安全衛生管理年間計画に関する事項
- (11) 安全衛生、核燃料物質の取扱いについての教育訓練に関する事項
- (12) 加工施設等の保安に関する重要な事項
- (13) 労働安全衛生マネジメントシステム全般に関する事項
- (14) 長時間にわたる労働による社員の健康障害の防止を図ることにに関する事項
- (15) 社員の精神的健康の保持増進を図ることにに関する事項
- (16) 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事項
- (17) 上記の他、各法令、条例に定める該当要件の内、その取扱いにおける労働災害防止対策に関する事項

(18) その他安全衛生等に関し委員長が必要と認める事項

2. 前項に掲げる審議事項のうち原子力安全に関するものは次の通りとする。

(1) 加工施設の主要設備の設置、変更及び補修に関する事項

(2) 加工施設の許認可に関する事項

(3) 加工施設保安規定の改定に関する事項

(4) 安全衛生管理年間計画に関する事項

(5) 加工施設の操作上の留意事項及び保安上重要な影響を及ぼす改造に関する事項

(6) 災害、事故の原因調査及び対策並びにその実施結果の評価に関する事項

(7) 加工施設の保安に関する重要な事項

以上